

## 製品安全データシート

### 1. 化学物質等および会社情報

製品名 : セイデンエックス  
製品コード : SX-235  
整理番号 : SG048158  
会社 : サンハヤト株式会社  
住所 : 東京都板橋区志村 3-26-19  
担当部門 : 研究開発本部 化学製品開発部  
電話番号 : 03-3965-6310  
FAX : 03-3965-6310  
用途 : 帯電防止剤  
作成日 : 1998年8月26日  
改訂日 : 2007年5月17日 REV. 1.10

### 2. 危険有害性の要約

GHS分類 : 引火性液体 区分2  
皮膚腐食性 / 刺激性 区分2  
眼損傷性 / 眼刺激性 区分2 A-2 B  
生殖細胞変異原性 区分1 B  
発がん性 区分2  
生殖毒性 区分1 A  
標的臓器 / 全身毒性 (単回暴露) 区分3 (気道刺激性、麻醉性)  
標的臓器 / 全身毒性 (反復暴露) 区分1 (肝臓)  
区分2 (神経)

ラベル要素  
絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 危険  
危険有害性情報 : 引火性の高い液体及び蒸気  
皮膚刺激  
強い眼刺激  
遺伝性疾患のおそれ  
発がんのおそれの疑い  
生殖能または胎児への悪影響のおそれ  
呼吸器への刺激のおそれ  
眠気またはめまいのおそれ  
長期または反復暴露による臓器 (肝臓) の障害  
長期または反復暴露による臓器 (神経) の障害のおそれ

注意書き : 使用前に取扱説明書を入手してください。  
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないでください。  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火から遠ざけてください。 - 禁煙。  
保護手袋および保護眼鏡、保護面を着用してください。  
必要に応じて個人用保護具を使用してください。  
屋外または換気の良い場所でのみ使用してください。  
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないでください。  
この製品を使用する時に、飲食またな喫煙をしないでください。  
取扱い後は良く手を洗ってください。

国地域情報 :

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区分 : 混合物製品

化学名	エタノール	n-プロピルアルコール	イソヘキサン	ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミド
含有量 (wt%)	60 ~ 70	<7	<4	<5
官報公示整理番号	2-202	2-207	2-6	2-2503,2-0827
CAS No.	64-17-5	71-23-8	107-83-5	68603-42-9
EINECS	200-578-6	200-746-9	203-523-4	271-657-0
輸出統計品目番号	2207.10.000	2905.12 000	2901.10.000	-
IMDG	3.2	3.3	3.1	-
国連分類	3	3	3	-
国連番号	1170	1274	1208	-
PRTR 法	非該当	非該当	非該当	非該当

化学名	イオン交換水
含有量 (wt%)	20 ~ 30
官報公示整理番号	-
CAS No.	-
EINECS	-
輸出統計品目番号	-
IMDG	-
国連分類	-
国連番号	-
PRTR 法	非該当

### 4. 応急処置

- 目に入った場合 : 直ちに清浄な水で最低 15 分以上洗浄する。コンタクトレンズを使用している場合は固着していない限り、取り除いて洗浄する。洗浄後、医師の手当を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染衣服は直ちに脱ぎ、多量の流水で触れた部分を十分に洗い流す。必要に応じ医師の手当を受ける。
- 吸引した場合 : 直ちに空気の新鮮な場所に移し安静に努め、速やかに医師の手当を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに水で口の中をよく洗浄させる。無理に吐かせず、速やかに医師の手当を受ける。交感神経系薬剤を使用しない。
- その他 : 暴露または暴露の懸念がある場合は、医師の手当を受ける。

### 5. 火災時の処置

- 消火剤 : 粉末、二酸化炭素、乾燥砂、泡等
- 使ってはならない消火剤 : 棒状水
- 特有の危険有害性 : 高温の熱源に接触すると熱分解し、有害な塩化水素、ホスゲンなどのガスを発生する。
- 特有の消火方法 : 初期消火には、粉末、二酸化炭素、乾燥砂などを用いる。大規模火災には、泡消火器などを用いて空気を遮断することが有効である。周辺火災の場合には速やかに容器を安全な場所に移す。移動

不可能な場所は、容器及び周辺に散水し冷却する。  
消火を行う者の保護 : 消火作業は風上から行い、必ず保護具を着用する。

## 6 . 漏出時の処置

作業の際は保護具を着用し、漏洩した液が皮膚に付着したり、蒸気を吸入したりしないようにする。風上から作業し、風下の人を退避させる。付近の着火源を取り除く。関係者以外の立ち入りを禁止する。少量漏出の場合は、乾燥砂、土、おがくず、ウエスなどに吸収させて、密閉できる空容器に回収する。大量漏出の場合は、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。漏出液を下水や側溝等に流してはならない。

## 7 . 取扱いおよび保管上の注意

取 扱 い : 吸入を防ぎ、眼、皮膚との接触を避ける。必要に応じて保護具を着用し、換気の良い場所で風上から作業する。密閉された装置、機械、または局所排気装置を使用する。

保 管 : 容器を密閉し、換気の良い冷暗所に施錠して保管する。

安全な容器包装材料 : 国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8 . 暴露防止および保護処置

管 理 濃 度 : 設定されていない

許 容 濃 度 : 日本産業衛生学会 設定されていない  
ACGIH TLV -TWA 1000ppm (エタノールの情報を記載)

設 備 対 策 : 室内での取扱いの場合は発生源の密閉化または局所排気装置を設置する。取扱い場所の近くには安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設けその位置を明確に表示する。

保 護 具 : 有機ガス用防毒マスク、保護眼鏡、保護手袋、保護長靴等を使用する。

## 9 . 物理的および化学的性質

外 観 等 : 無色透明液体

臭 い : 情報なし

p H : 情報なし

融 点 : 情報なし

沸 点 : 情報なし

引 火 点 : 14 (エタノールの情報を記載)

爆 発 限 界 : 19 ~ 33%(エタノールの情報を記載)

蒸 気 圧 : 情報なし

蒸 気 密 度 : 情報なし

比 重 : 0.852

溶 解 度 : 水 ; ほとんど不溶 その他 ; 種々の有機溶剤と自由に混合

n-オクタノール / 水分配係数 : 情報なし

自然発火温度 : 情報なし

分 解 温 度 : 情報なし

## 10 . 安定性および反応性

安 定 性 : 通常状態では安定である。

反 応 性 : アルカリ金属と反応する場合がある。強酸化剤と反応する。

避 け る べ き 条 件 : 高温、酸化剤

混 触 危 険 物 質 : 強酸化剤、アルカリ金属

危険有害な分解生成物 : 一酸化炭素、塩化水素、ホスゲン等

## 1 1 . 有害性情報

- 急性毒性 : 経口ラット LD<sub>50</sub> 13,700mg/kg (イタノールの情報を記載)  
経口ラット LD<sub>50</sub> 5,400mg/kg(n-プロピルアルコールの情報を記載)  
経口ラット LD<sub>50</sub> 28,710mg/kg (イソヘキサンの情報を記載)
- 皮膚刺激性 : ウサギの皮膚を極めて軽度に刺激した(n-プロピルアルコールの情報を記載)
- 刺激性 (眼) : ウサギで中等度~重度の刺激性の報告がある。(イタノールの情報を記載)  
ウサギの眼に適用した試験において重度の結膜炎、虹彩炎、角膜混濁及び潰瘍形成が認められた(n-プロピルアルコールの情報を記載)
- 感作性 : 情報なし
- 生殖細胞変異原性 : ラット及びマウスで優勢致死の報告、マウス生殖細胞における異数性誘発の報告がある。(イタノールの情報を記載)
- 発がん性 : ACGIH で A3 に分類(n-プロピルアルコールの情報を記載)
- 生殖毒性 : アルコールの習慣的な大量摂取によりヒト胎児に対する奇形その他の悪影響の報告が多数ある。(イタノールの情報を記載)  
妊娠中のラットに吸入ばく露した試験において母動物に一般毒性が認められる用量で奇形の増加が認められた(n-プロピルアルコールの情報を記載)
- 特定標的毒性/全身毒性 (単回暴露) : ヒトで気道刺激性、麻酔作用の報告がある。(イタノールの情報を記載)
- 特定標的毒性/全身毒性 (反復暴露) : ヒトで肝臓、神経の障害の報告がある。(イタノールの情報を記載)

## 1 2 . 環境影響情報

- 魚毒性 : 情報なし
- 分解性 : 情報なし
- 蓄積性 : 情報なし

## 1 3 . 廃棄上の注意

容器内の原液成分をすべて使いきり、火気のない屋外でガスを完全に抜いてから廃棄する。内容物や容器を指定廃棄物処理業者に産業廃棄物として委託する。

## 1 4 . 輸送上の注意

- 国連分類 : 3
- 国連番号 : 1993
- 陸上輸送 : 消防法、労働安全衛生法等の定めるところに従うこと。
- 海上輸送 : 船舶安全法の定めるところに従うこと。
- 航空輸送 : 航空法の定めるところに従うこと。

## 1 5 . 適用法令

- 消 防 法 : 第四類アルコール類
- P R T R 法 : 非該当
- 労働安全衛生法 : 施行令第18条の2 名称等を通知すべき有害物
- 有機溶剤中毒予防規則 : 非該当
- 船舶安全法 : 危規則第3条危険物 引火性液体類
- 航空法 : 施行規則第194条危険物 引火性液体
- 港 則 法 : 施行規則第12条危険物 引火性液体類
- 輸出貿易管理令 : 非該当

## 1 6 . その他の情報

記載内容は、現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂され



ることがあります。

また、注意事項は、通常の実用を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合は用途、用法に適した安全対策を実施のうえ、ご利用ください。

記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。